



# 長野県報

11月18日(月)  
令和元年  
(2019年)  
第57号

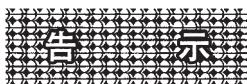
## 目 次

### 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（保健・疾病対策課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（総務事務課）	3
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（5件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	8
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	9
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（3件）（都市・まちづくり課）	9
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	9
特定調達契約に係る落札者の決定（教育政策課）	10



### 長野県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和元年11月18日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
アーク調剤薬局 長野大町店	大町市大町3190-26	令和元年11月1日
カワチ薬局塩尻店	塩尻市大門並木町11-10	令和元年11月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第308号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和元年11月18日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
もめんや薬局 長野市上野 1-4-7	もめんや薬局 長野市上野 1-6-1	令和元年10月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第309号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和元年11月18日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
医療法人立岩医院	長野市若穂綿内8749-3	令和元年11月1日
岡部薬局	佐久市春日2716-13	令和元年11月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第310号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月18日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

千曲市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

千曲市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第311号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月18日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第312号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埴科郡坂城町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

坂城町(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月18日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義廣

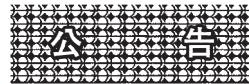
- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 151号

- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
飯田市川路5631番の4地先から 飯田市川路5718番の3地先まで	旧	21.0～58.4	0.1534
飯田市川路5631番の4地先から 飯田市川路5271番の1地先まで	新	15.8～56.8	0.3133
飯田市川路5631番の4地先から 飯田市川路5718番の3地先まで	新	21.0～44.0	0.1534

道路管理課



### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年11月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

外部接続システム機器等一式

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 借入場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部総務事務課

- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約